

史跡筑後国府跡整備基本設計業務委託
特記仕様書

令和8年6月

久留米市

第1章 総 則

1.1 業務の目的

本業務委託（以下業務という。）は、『史跡筑後国府跡保存活用計画』に基づき策定した『史跡筑後国府跡整備基本計画』に記載した整備内容を実現するための基本設計を策定することを目的とする。

1.2 適用範囲

本特記仕様書は、「史跡筑後国府跡整備基本設計業務委託」に適用するものとする。

1.3 業務内容

(1) 名 称	史跡筑後国府跡整備基本設計業務委託
(2) 位 置	久留米市 合川町 地内（別紙位置図のとおり）
(3) 設計条件項目	計画準備 与条件の細部検討（設計条件等の整理） 諸施設の検討及び設定（基本設計方針の検討と設定） 基本設計図の作成 概算工事費の算出 照査 打合せ協議（5回） 委員会・庁内協議・関係機関協議支援 イメージ図作成 報告書作成

1.4 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、業務履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（選択科目を建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る。）又は建設部門（選択科目を都市及び地方計画とするものに限る。）、またはこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはシビルコンサルティングマネージャー（造園部門）（以下「RCCM」という。）の登録を受けているものとし、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、業務の進歩を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.5 照査技術者

照査技術者は、業務履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（選択科目を建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る。）又は建設部門（選択科目を都市及び地方計画とするものに限る。）、またはこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCM（造園部門）の登録を受けているものでなければならない。

なお、本業務において照査技術者は管理技術者を兼務できないものとする。

1.6 履行確実性・安全性

本業務は、安全性や履行確実性の観点から以下の実績などを有するものとする。

- (1) 過去10年間に於いて、史跡整備関係設計業務の実績を有すること
 - (2) 福岡県内にて本店又は、支店等を有する事業者であること
- ※本業務の完了実績を示すため、テクリスの完了登録もしくは業務実績確認書・契約書の写しを提出すること。

第2章 調 査・測 量

2.1 資料の収集

業務上必要な資料については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2.2 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢・土地利用・排水区界・道路状況・水路状況等、現地を十分に把握しなければならない。

2.3 地下埋設物調査

特記仕様書に示された設計対象区域について、上水道・下水道・ガス・電気・電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

2.4 公私道調査

道路・水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。

第3章 設計一般

3.1 打ち合わせ

- (1) 業務の実施にあたって、受注者は監督職員と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打ち合わせの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時、成果品納品時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と市は打ち合わせを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3.2 設計基準等

設計に当っては、市の指定する図書及び本仕様書第7章－参考または準拠すべき図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について市と協議の上、定めるものとする。

3.3 製図方法等

- (1) 図面の大きさはA1判とする。
- (2) 記入用語は主として日本語を用い、記入寸法はアラビア数字を用いる。

3.4 設計上の疑義

設計上疑義が生じた場合は、監督職員と協議の上、これらの解決に当らなければならない。

3.5 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.6 事業計画図書の確認

受注者は、第2章－調査の各項の調査等とあわせて、対象区域にかかる事業計画書の確認をしなければならない。

3.7 参考図書の貸与

市は、業務に必要な計画図書、その他の資料を所定の手続きによって貸与する。

3.8 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第4章 業務内容

4.1 計画準備

業務着手前に業務の目的・対象範囲・履行期間・業務工程・実施体制・管理技術者・照査技術者及び担当技術者の配置・業務実施体制等の把握と整理を行い、業務計画書を作成する。

4.2 与条件の細部検討（設計条件等の整理）

- ・整備基本計画の把握と整理
- ・各種設計条件の整理と確認
- ・敷地内における規制等の確認
- ・各種設計基準の抽出と適用確認
- ・現地詳細調査（設計対象地とその周囲について既存物の状況等）

4.3 諸施設の検討及び設定（基本設計方針の検討と設定）

調査により整備が必要と考えられる下記の構成要素について詳細な検討を行う。

（1）遺構保存・地形造成の整備方針の検討と設定

- 1) 遺構の保護層を確保する盛土
- 2) 地形の回復
- 3) 法面の保護
- 4) 雨水排水の処理

（2）遺構表現整備方針の検討と設定

- 1) 前身官衙：掘立柱建造物
- 2) I期政庁：掘立柱建造物、築地塀、築地側溝
- 3) II期政庁：礎石建物、掘立柱建物、築地塀、築地側溝、政庁内部、官道・道路、推測される遺構
- 4) 国司館：掘立柱建物、築地塀、築地側溝、門、官道・道路

（3）修景・植栽の整備方針と設定

- 1) 修景計画：隣地境界部の修景、基礎やブロック塀等の撤去及び修景、道路の美装化、電柱移設
- 2) 植栽計画：平面緑化、樹木植栽

（4）解説施設整備の検討と設定

- 1) 総合案内板、遺構解説板・名称板、誘導サイン

（5）管理・便益施設整備の検討と設定

- 1) 休憩施設、多目的広場、トイレ、倉庫、照明・電気設備、給水設備、標識、史跡説明版、境界標・柵・車止め・防犯設備・注意札

（6）整備水準及び目標工事費の検討と設定

（7）維持管理基本方針の検討と設定

4.4 基本設計図の作成

諸施設の検討及び設定に基づき、以下の基本設計図を作成する。

（1）遺構保存・地形造成・排水施設に関する整備方針の検討と設定

平面図、立面図、断面図、詳細図の作成を行う。

（2）遺構表現整備方針の検討と設定

平面図、断面図、伏図、詳細図の作成を行う。

（3）修景・植栽の整備方針と設定

平面図、断面図、詳細図の作成を行う。

（4）案内・解説施設整備の検討と設定

平面図、断面図、詳細図の作成を行う。

- (5) 管理・便益施設整備の検討と設定
平面図、立面図、断面図、伏図、詳細図の作成を行う。

- 4.5 概算工事費の算出
社会標準単価に基づいた概算工事費を算出する。
- 4.6 基本設計説明書の作成
上記の検討資料を取りまとめた報告書を作成する。
- 4.7 照査
業務の節目において以下の照査を行う。
 - ①基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査
 - ②設計方法や設計手法の妥当性の照査
 - ③成果品の内容の適正照査
- 4.8 打合せ協議（5回）
初回・中間（3回）・成果品納入時の全5回以上の打合せとし、初回および成果品納入時には管理技術者が出席する。協議を行った場合は、その都度、議事録を作成する。
- 4.9 委員会・庁内協議・関係機関協議支援
整備検討委員会、庁内会議、県・文化庁協議等に必要な資料作成、出席、記録作成を行う。
 - (1) 整備検討委員会 2回程度：資料作成、出席、議事録作成、指摘事項整理
 - (2) その他 庁内・関係機関協議：協議資料作成、出席、協議結果整理
- 4.10 イメージ図作成
主要な視点からの整備イメージ図の作成を行う。着色仕上げとし、A4版5枚程度とする。視点については協議による。
- 4.11 報告書作成
報告書は、当該設計にかかる取りまとめの概要書を作成するものとする。

第5章 照 査

- 5.1 照査の目的
受注者は業務を遂行する上で技術資料等の諸情報を活用し、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。
- 5.2 照査の実施
照査においては成果物を取りまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等においてそれぞれ及び相互（設計図-設計計算書間、設計図-数量計算書間）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下「赤黄チェック」という）を実施すること。
なお、赤黄チェックの資料は監督職員より請求があった場合は速やかに提示すること。
- 5.3 照査事項
受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。
 - (1) 基本条件の確認内容について
 - (2) 比較検討の方法及びその内容について
 - (3) 設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について
 - (4) 計算書（構造計算書、流量計算書、数量計算書、耐震設計計算書等）について
 - (5) 計算書と設計図の整合性について

第6章 提出図書

6.1 提出書類

提出書類は、詳細については監督職員と協議し、提出しなければならない。

提出書類として、

- (1) 設計図
縮小版製本A3版2部とする。
- (2) 業務報告書
バインダー形式A4版2部とする。
業務成果（以下の内容）をまとめたもの
・基本設計説明書
・概算工事費設計書
・イメージ図
・委員会及び打ち合わせ議事録
- (3) データ
電子成果品2部（報告書・その他資料：1枚、図面：1枚）
【ファイル形式】
報告書：PDF、Word、Excel
図面：PDF、DXF、SFCすべて書き込むこと。
- (4) 各種管理者への提出書類については、監督職員と協議し提出するものとする。
- (5) その他資料（打ち合わせ議事録、地下埋設物調査資料、設計根拠資料等、監督職員と協議し必要と認められるもの）を1部作成し、データも含め提出する。
- (6) 現地踏査の記録として、写真台帳（撮影位置図を含む）を作成し、データも含め提出する。
- (7) 報告書作成に際し、出来る限り市販の表計算ソフトを利用し、電子データも同時に提出すること。なお使用するソフトと電子媒体については監督職員と協議すること。

第7章 参考または準拠すべき図書

7.1 準拠図書

業務は、下記に掲げる図書に準拠して行うものとする。これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ監督職員の承認を受けなければならない。

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 土木工事設計要領（九州地方整備局）
- (2) 土木工事共通仕様書（福岡県県土整備部）
- (3) 植栽工事共通仕様書（ ）
- (4) 公園緑地工事共通仕様書（国土交通省都市・地域整備局）
- (5) 水理公式集（土木学会）
- (6) コンクリート標準示方書（ ）
- (7) 土木工学ハンドブック（ ）
- (8) 地盤工学ハンドブック（ ）
- (9) 造園ハンドブック（日本造園学会）
- (10) 都市公園技術標準解説書（日本公園緑地協会）
- (11) 造園施工管理（ ）
- (12) 植栽基盤整備技術マニュアル（日本緑化センター）
- (13) 緑化・植栽マニュアル（財団法人経済調査会）
- (14) 福岡県福祉のまちづくり条例手引書（福岡県）
- (15) みんなのための公園づくり（日本公園緑地協会）
- (16) 道路土工各編（日本道路協会）
- (17) 舗装設計施工指針（ ）

- (18) 舗装設計便覧 (〃)
- (19) 構内舗装・排水設計基準及び同解説 (公共建築協会)
- (20) 防災調整池等技術基準(案) 解説と設計事例 (日本河川協会)
- (21) 流域貯留施設等技術指針(案) (雨水貯留浸透技術協会)
- (22) その他関係法規に関する図書